いの町電気料金・燃料価格高騰事業者支援金交付要綱

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

|  |
| --- |
|  |

（趣旨）

第１条　この告示は、いの町補助金交付規則（平成１６年いの町規則第４５号。以下「規則」という。）第２０条の規定に基づき、いの町電気料金・燃料価格高騰事業者支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この告示は、エネルギー及び原油価格高騰の影響により、電気料金（消費税及び地方消費税を除く。）（以下「電気料金」という。）及び、重油、軽油、灯油に係る経費（消費税及び地方消費税を除く。）（以下「燃料費」という。）が大幅に増加した町内事業者に対し、経営を維持、継続するための支援金を交付する。

（支援対象者）

第３条　支援の対象者は次の要件を満たす事業者とする。

（１）　令和５年９月１日現在、いの町内に事業所を有し、事業収入を得て、今後も事業継続の意思がある事業者

（２）　令和４年７月１日までに創業し、事業収入を得て、継続して事業を行っている事業者

（３）　町民又は法人で町税等を完納していること

（４）　風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）に規定する「性風俗関連特殊営業」・当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業所に該当しないこと

（５）　政治団体に該当しないこと

（６）　宗教上の組織若しくは団体でないこと

（７）　申請者、申請事務所の代表者、役員又はその他の従業員若しくは構成員等が、高知県暴力団排除条例（平成２２年高知県条例第３６号）第２条第１項に規定する暴力団、同条第２項に規定する暴力団員、同条第３項に規定する暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと

　（支援対象経費）

第４条　支援金の交付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、支援対象者がその業務を行う上で、令和５年８月から令和５年１０月に請求のあった電気料金及び、燃料費とする。

（支援金の額）

第５条　支援金の額は、支援対象経費から、令和３年若しくは令和４年の８月から１０月に請求のあった電気料金及び、燃料費を差し引いた額（その額に１，０００円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）又は、別表第１に定める上限額のいずれか低い額とする。この場合において、当該支援金の額が、別表第１に定める下限額に満たないときは、支援金の交付の対象としない。

（支援金の交付申請及び交付申請の制限）

第６条　支援金の交付を受けようとするものは、いの町電気料金・燃料価格高騰事業者支援金交付申請書（様式第１号－１（以下「申請書」という。））に、別表第２に掲げる必要書類を添付し、いの町商工会（以下「商工会」という。）が証明する電気料金・燃料費の増加証明申請書（様式第１号－２（以下「証明書」という。）を添付して町長に提出しなければならない。

２　支援金の交付申請は、１対象事業者につき、１回限りとする。

３　支援金の交付申請は令和６年１月３１日までに行わなければならない。

（支援金の交付決定）

第７条　町長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ適正と認めた場合は支援金の交付を決定し、いの町電気料金・燃料価格高騰事業者支援金交付決定通知書（様式第２号）により通知し、支援金を交付しない決定をしたときは、いの町電気料金・燃料価格高騰事業者支援金不交付決定通知書（様式第３号）により通知をするものとする。

（支援金の請求及び支払い）

第８条　前条の規定に基づく支援金の交付決定を受けた者は、いの町電気料金・燃料価格高騰事業者請求書（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに口座振込により支援金を交付しなければならない。

（支援金の実績報告）

第９条　実績は申請書の申請額を実績額とみなし、報告は省略する。

（立入検査等）

第１０条　町長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、その事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「立入検査等」という。）ができる。

２　立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときには、これを提示しなければならない。

３　立入検査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（支援金の交付の決定の取消し）

第１１条　町長は、第７条の規定により支援金の交付の決定を行った場合において、立入検査等の結果、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の交付の決定の全部を取り消すことができる。

（１）　第３条の要件に該当しない事実が明らかになったとき。

（２）　第６条で定める申請書および添付書類の記載内容に虚偽又は不正等があることが明らかになったとき。

（３）　正当な理由がなく、立入検査等を拒んだため、支援金の適正な交付に関し必要な確認をすることができなくなったとき。

（４）前各号に掲げるもののほか、支援金の交付等に関し、町長の指示に従わなかったとき。

（支援金の返還）

第１２条　町長は、前条の規定に基づき支援金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて当該支援金を返還させるものとする。

（加算金及び延滞金）

第１３条　支援対象者は、第１１条の規定に基づく交付の決定の取り消しに係る支援金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る支援金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

２　前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、支援対象者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付額は、まず当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

３　支援対象者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない。

４　前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた支援金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、当該納付額を控除した額によるものとする。

５　第１項又は第３項の規定による加算金又は延滞金の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とする。

（情報の開示）

第１４条　支援金の交付又は支援対象者に関して、いの町情報公開条例（平成１６年いの町条例第１６号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第６条に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示する。

（その他）

第１５条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、令和５年９月４日から施行する。

（告示の失効）

２　この告示は、令和６年５月３１日限り、その効力を失う。ただし、第７条から第１４条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第１（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支援金の額 | | |
|  | 下限額 | 上限額 |
| 個人事業主 | ３万円 | ５０万円 |
| 法　　　人 | ５万円 | ２００万円 |

別表第２（第６条関係）

|  |
| --- |
| 添付書類 |
| 1. 直近の確定申告書類の写し**（税務署収受日付印の押印があるもの、**   **e-Taxの場合は「受信通知」を添付してください）**   1. 該当となる月の電気料金・燃料費の請求書　等 2. 支払いが確認できる領収書　等 3. 本人・事業所確認書類の写し   【個人の場合】  ・運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、健康保険証等（いずれか1つ）  【法人の場合】  ・登記簿謄本（発行から３か月以内のもの） |

様式第１号－１（第６条関係）

いの町電気料金・燃料価格高騰事業者支援金交付申請書

令和　　年　　月　　日

いの町長　様

所在地

事業所名

代表者

電話番号

いの町電気料金・燃料価格高騰事業者支援金の交付を受けたいので、いの町電気料金・燃料価格高騰事業者支援金交付要綱第６条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、申請内容について虚偽や不正等がないことを誓約するとともに、町が行う町税等の納付確認について同意します。

１　交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

**※個人事業主は3万円未満、法人は5万円未満は支援対象外**

２　添付書類

□電気料金・燃料費の増加証明申請書（様式第1号－２）

□該当となる月の電気料金・燃料費の請求書　等

□支払いが確認できる領収書　等

□直近の確定申告書類の写し

□本人・事業所確認書類の写し

**【個人事業者】**運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、

健康保険証等（いずれか1つ）

**【法人事業者】**登記簿謄本（発行から３ヶ月以内のもの）

様式第１号－２　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※太枠内を申請者が記入してください

いの町電気料金・燃料価格高騰事業者支援金

電気料金・燃料費の増加証明申請書

令和　　年　　月　　日

所 在 地

　　　　　　　　　　　　　　　事業所名

　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

私は、エネルギー及び原油価格高騰の影響を受け、下記のとおり経費が増加しました。

つきましては、いの町電気料金・燃料価格高騰事業者支援金の申請のため、下記についての証明をお願いします。

記

交付申請額の算出方法

**【注１】事業所分と家庭分の電気料金・燃料費を合算して支払われている場合は、確定申告時と同様に事業所分のみが対象**

**【注２】電化機器等のレンタル料は除く**

**【注３】電気料金・燃料費は一体とし、比較対象年は令和３年、令和４年のどちらか一方とする**

令和５年８月から１０月に請求のあった電気料金の**合計**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　Ａ

令和５年８月から１０月に請求のあった燃料費の**合計**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　Ｂ

（令和３年・令和４年）の８月から１０月に請求のあった電気料金の**合計**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　Ｃ

（令和３年・令和４年）の８月から１０月に請求のあった燃料費の**合計**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　Ｄ

　増加額　（Ａ＋Ｂ）－（Ｃ＋Ｄ）＝　　　　　　　　　　　　　円　Ｅ

**※1,000円未満は切り捨て**

上記 Ｅ の金額、あるいは、個人事業主は500,000円

法　　　人は2,000,000円の低い方の金額

**交付申請額　　　　　　　　　 　　　　円**

**※個人事業主は3万円未満、法人は5万円未満は支援対象外**

**申請のとおり、相違ないことを証明します。**

令和　　年　　月　　日　　　　　　　いの町商工会会長　松木健二　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　いの町３１６５番地１

(注1) 本証明書は、いの町電気料金・燃料価格高騰事業者支援金以外の目的では利用できません。

(注2) 証明申請にあたっては、様式1号-1と添付書類をいの町商工会に提出してください。

**商工会での証明発行について**

**商工会に証明を申請する際は、「電気料金・燃料費のわかる請求書とその支払いが確認できる**

**領収書等」を持参ください。また、事業所分と家庭分を合算して支払われている場合は、**

**確定申告時の按分率が分かるものをご提出ください。**

**修正・訂正されたものは無効です。**

様式第２号（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

所 在 地

事業所名

代表者名　　　　　　　　　様

いの町長　池　田　牧　子

いの町電気料金・燃料価格高騰事業者支援金交付決定通知書

令和　年　月　日付けで申請のありました、いの町電気料金・燃料価格高騰事業者支援金について、次のとおり決定します。

交付金額　　金　　　　　　　円

特記事項

以下の場合、いの町電気料金・燃料価格高騰事業者支援金交付要綱第１１条の規定に基づき、支援金の交付決定を取消し、既に交付した支援金の全額の返還を求めます。

（１）いの町電気料金・燃料価格高騰事業者支援金交付要綱第３条に定める支援対象者の要件に該当しない事実が明らかになったとき。

（２）申請書および添付書類の記載内容に虚偽又は不正等があることが明らかになったとき。

（３）正当な理由がなく、立入検査等を拒んだため、支援金の適正な交付に関し必要な確認をすることができなくなったとき。

（４）支援金の交付等に関し、町長の指示に従わなかったとき。

様式第３号（第７条関係）

令和　　年　　月　　日

所 在 地

事業所名

代表者名　　　　　　　　　様

いの町長　池　田　牧　子

いの町電気料金・燃料価格高騰事業者支援金不交付決定通知書

令和　年　月　日付けで申請のありました、いの町電気料金・燃料価格高騰事業者支援金について、審査の結果次のとおりとなりました。

審査結果　不交付

理　由

様式第４号（第８条関係）

　令和　　年　　月　　日

いの町長　池田　牧子　様

所在地

事業所名

代表者名　　　　　　　　　　　㊞

**※必ず押印してください。**

いの町電気料金・燃料価格高騰事業者支援金請求書

いの町電気料金・燃料価格高騰事業者支援金について、次のとおり請求します。

請求金額　　金　　　　　　　　　　　　円

振込先口座

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | | | | | | | 本・支店名 | 預金種別 |
| 銀行  信用金庫  農協 | | | | | | | 本・支店  本・支所  出張所 | １　普通  ２　当座 |
| 口座番号（右詰） | | | | | | | 口座名義人（カタカナ） | |
|  |  |  |  |  |  |  |  | |

　※添付書類：口座名義、口座番号がわかる部分（通帳表紙の裏面）の写し